

長泉町内 建設業者等の皆様へ

【建設工事・建設関連業務】

## 令和 6 年度 入札・契約制度について

令和 6 年度からの当町の入札・契約制度について、公共工事等の更なる品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を目的として、下記改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### I 最低制限価格の設定について

令和 6 年 4 月 1 日以降に発注する案件について、建設工事においては以前に設定していた最低制限価格を再開、建設関連業務では新たに最低制限価格制度を導入します。

【建設工事】

対象工事：予定価格 130 万円超 5,000 万円未満

予定価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で下記①~④の合計額

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

\* 「低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準拠

【建設関連業務（測量・建設コンサルタント・地質調査・補償関係コンサルタント）】

対象業務：予定価格 50 万円超

予定価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で業種区分ごと下記①~④の合計額				
業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に 10 分の 4.8 を 乗じて得た額
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 に 10 分の 6 を乗 じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得 た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

\* 「低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準拠

### 令和6年4月1日以降発注工事に係る低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定

#### 【建設工事】

令和6年3月31日まで

予定価格 130万円超 5,000万円未満	予定価格 5,000万円以上
設定なし	低入札価格調査基準



令和6年4月1日から

予定価格 130万円超 5,000万円未満	予定価格 5,000万円以上
<b>最低制限価格</b>	低入札価格調査基準

#### 【建設関連業務】

令和6年3月31日まで

予定価格 50万円超
設定なし



令和6年4月1日から

予定価格 50万円超
<b>最低制限価格</b>

## 2 週休2日工事の試行について

令和6年4月1日以降に発注する一部建設工事において、週休2日を前提とした「週休2日工事」を試行します。対象案件には入札説明書等で「週休2日工事」であることを示します。

### 【概要】

発注者	静岡県が定める「週休2日推進工事实施要領」、「週休2日推進工事積算要領」、「工期設定要領」等に基づき週休2日工事を発注します。
受注者	週休2日工事を受注した場合、「現場閉所計画表」を作成し、週休2日の取得を目指し施工してください。週休2日の定義である4週8休以上の休工日が確保できなかった場合には現場閉所率に応じた契約変更を実施します。試行段階での工事成績への反映はありません。
共通事項	発注者、受注者共に週休2日工事施工後のアンケートを実施し、本格導入に向けた参考資料とします。

## 3 議会の議決を要する金額の変更について（建設工事の請負契約）

前回の改正から30年を超え、現在の当町の予算規模や工事实績等に加え、消費税率の増大、昨今の物価高騰の影響などの社会情勢を踏まえ条例を改正したことに伴い、下記のとおり変更されます。

令和6年3月31日まで

予定価格 6,000万円以上



令和6年4月1日から

予定価格 1億5,000万円以上

お問い合わせ  
企画財政課 財務契約チーム  
担当：市川 電話：055-989-5503